



第6回た〜んとほおバルフェスタ in ひがしね 2018 実施概要

1. タイトル

～東根市市制施行 60 周年記念～
た〜んとほおバルフェスタ in ひがしね 2018

2. 目 的

県内外の「食」が集結するグルメイベントの開催を通して、「果樹王国ひがしね」の魅力を発信するとともに観光誘客の拡大を図ることを目的とする。また、本市の「食」の魅力再発掘や新たな地域グルメの創造による 6 次産業化の促進と東根市として進める「ドイツ連邦共和国」との国際交流の機運向上を図り、地域経済の活性化、広域観光の発展を図ることを目的に開催します。

3. 開催期日

平成 30 年 9 月 14 日（金）16:00～20:00
15 日（土）10:00～20:00
16 日（日）10:00～15:00 ※いずれも小雨決行

4. 開催場所

山形県東根市・市民体育館第 1 駐車場特設会場

5. 駐車場及び交通等

駐車場：普通車約 1,000 台（※大森工業団地内の企業様へ駐車場借用を依頼予定）
交通等：シャトルバス：JR さくらんぼ東根駅～会場間を無料シャトルバス随時運行
※チケットセンターにて飲酒運転撲滅「ドライバーシール」を配布。

6. 主 催

た〜んとほおバルフェスタ実行委員会

7. 後 援

（予定）果樹王国ひがしね観光物産推進協議会・果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会・NPO 法人クリエイトひがしね・ドイツ大使館・仙台日独協会・山形新聞・山形放送・山形テレビ・テレビユー山形・さくらんぼテレビジョン・ダイバーシティメディア・エフエム山形・山形コミュニティー放送・毎日新聞山形支局
読売新聞東京本社山形支局・朝日新聞山形総局・河北新報社・産経新聞社山形支局・キンダイコミュニケーションズ
(順不同)

8. 目標来場者数

31,500人

14日(金) 4,000人 / 15日(土) 14,000人 / 16日(日) 13,500人

9. 開催内容

(1)前夜祭! BBQ!

市民並びに市内に勤務する方々を対象とした前夜祭を開催。

友人や職場グループでバーベキューやステージアトラクションを楽しめる時間を提供します。(先着150組・600名様)

(2)肉のフェス

県内外や海外で提供されている「肉」を絡めたメニューを集めた「肉の祭典」を開催。出展については、約15団体・企業等を事務局の東根市観光物産協会会報や公式サイトで一般公募による出展者を募ります。

(3)ひがしね×オクトーバーフェストフェス

東根の食材を使ったグルメや東根由来のグルメ、友好都市で食されているグルメを集めて開催。出展については、「肉のブース」同様一般公募するとともに、昨年度出展している市内団体・事業所、友好都市関連団体に依頼します。また、ドイツの歴史ある祭典「オクトーバーフェスト」をモデルに、ドイツで食されているグルメやアルコールブースの出展者を募ります。

(4)ステージアトラクション

開催期間中の賑わいと集客拡大を図る為、お笑いライブや音楽グループのミニライブ、大抽選会を実施します。

10. 入場料

- ・入場無料
- ・前夜祭座席チケット 10,000円(4人席のみ) ※600席を用意
- ・出展ブース有料
- ・入場料は無料とし、場内通貨(食事チケット)制とする。
- ・食事チケットは、1冊1,000円(100円×10枚綴り、抽選券1枚付)
- ・食事チケットは、3日間共通で開催期間のみ有効
- ・前売券には、豪華景品が当たる抽選券2枚付
- ・前売券取扱所: 商工観光課・東根市観光物産協会
- ・当日券は、会場内チケットセンター2箇所

第6回た〜んとほおバルフェスタ in ひがしね 2018 ブース出展要領

【出展条件】

(1)肉のブース

- ・県内外や海外で提供されている「肉」を絡めたメニューを開催期間中提供でき、地域性があり、絶対に美味しいと自信のあるメニューであること。

(2)ひがしね×オクトーバーフェストブース

- ・東根の食材を使ったグルメや東根由来のグルメ、友好都市で食されているグルメを提供できる市内団体、事業所、友好都市関連団体等であること。
- ・食を通したまちづくり活動に取り組む団体及び市内で栽培された野菜や果物、加工品を販売できる個人、団体、事業所とする。
- ・ドイツで食されているグルメやアルコールを提供できる団体、事業所とする。

※(1)、(2)について応募多数の場合は、実行委員会により抽選で決定するものとします。

【販売料金】 メニューの料金設定は原則自由(100円単位で設定して下さい。)

【出展料金】 ◇出展ブース料 市内出展者 無料

市外出展者 20,000円

◇会場運営費 売上総額の15%

◇基本設備 テント：間口3,600mm×奥行き5,400mm(横幕付)

テーブル：1,800mm×450mm 2台、イス：2脚

照明：蛍光灯2灯(テント内)

サイン関係：団体名称ボード 1枚

※共用ストックスペースはございませんので各出展者ブース内に収めるようお願いいたします。

※出展ブースの配置は、実行委員会に一任下さい。

※開催期間中の夜間は、警備員を常駐いたします。

※出展者は必ず消火器をご準備下さい。場合によっては出展できない場合がございます。

【備品関係】 ◇基本設備以外の電気設備ほか、食材、販売用食器類などは、出展者が各自ご用意下さい。但し、有料にて手配代行も可能ですので、必要に応じて別紙申込書に記載下さい。なお、代金については、別途ご相談下さい。
◇保冷車を持ち込まれる場合は、駐車場所を確保いたしますのでお申し出下さい。

【売上・出展料精算】 各ブースで回収した食事チケットは、各出展者で保管し、フェスティバル終了後に本部へ提出してください。その際、引渡しのサインをしていただき、後日、売上金から出展料、諸経費（手配代行備品料）などを差し引いた額を各出展者指定口座へお振り込み若しくは現金払いたします。

【給排水設備】 ◇会場内に簡易の共有給排水箇所を設置いたします。
◇給水、排水は共有給排水箇所以外ではおこなわないで下さい。
◇油污水や調理残り汁、洗浄污水、固形物、排水ゴミなどは、出展者各自で処理して下さい。
◇出展者全員で使用しますので、後に使用する出展者が気持ちよく使用できるよう各出展者でご協力下さい。

【ゴミ処理】 ◇各ブースで出たゴミは、分別して収集場へお持ち下さい。
◇ゴミ袋は、実行委員会で支給いたします。
◇廃油やソースなどの液体物については、各自お持ち帰り下さい。

【電気供給】 電気設備（発電機）などは、出展者でご準備下さい。但し、有料（@20,000）にて手配代行も可能ですので、必要に応じて別紙の申込書に記載下さい。

【衛生管理】 ◇臨時飲食店営業許可申請は、実行委員会において書類提出作業の代行をおこないますので必要書類を提出下さい。（申請料 2,700 円）
◇衛生管理については、原材料の仕入から仕込み、調理、販売に至まで所轄保健所の指導内容を厳守して下さい。
◇所轄保健所の指導により、販売中止、改善の指示が出された場合は、速やかに対応して下さい。

【搬入・搬出】 ◇搬入時間 9月14日（金）午後1時00分～午後3時00分
9月15日（土）午前7時00分～午前9時00分
9月16日（日）午前7時00分～午前9時00分
◇搬出時間 9月14日（金）午後8時30分～午後10時00分
9月15日（土）午後8時30分～午後10時00分
9月16日（日）午後3時30分～午後6時00分
※出展者間で協力のもと安全に配慮の上、時間厳守でお願いします。

【駐車場】 出展者専用駐車場を確保いたしますので、そちらをご利用下さい。
(会場から徒歩約3分)

【出展申込】 ◇別添の「出展申込書（様式－１）」及び「誓約書（様式－２）」に必要事項記載の上、事務局までメール及びFAX、郵送等で、5月18日（金）までご提出下さい。また、出展メニューの写真（当日販売物実写）をリーフレット掲出用として、1枚メールにて添付下さい。

※但し、出展条件を満たしていない場合、出展をお断りする場合がございますので、予めご了承下さい。

◇申込先 事務局：東根市観光物産協会内

〒999-3720

山形県東根市さくらんぼ駅前一丁目1番1号

さくらんぼ東根駅・さくらんぼタント館1F

TEL 0237-41-1200・FAX 0237-41-1550

E-mail info@higashine.com

【宿泊特典】 特別料金にて、宿泊先を手配いたします。

◇宿泊先 さくらんぼ東根温泉の旅館・ホテル（会場から車で約10分）

◇特別料金（消費税・入湯税別）

宿泊形態	1泊2食付	1泊朝食付	1泊素泊まり
1室2名	8,000円	6,500円	5,500円
1室3名以上	7,500円	6,000円	5,000円

※出展申込書にて、ご予約が必要です。宿泊先が決定しましたら、別途宿泊予約確認書を送付いたします。

【その他】 ◇各出展ブースの運営や調理、販売、お客様の並び列などは出展者の方が責任を持っておこなって下さい。また、販売数量及びお客様の並んでいる人数を常時確認の上、並んでいるにもかかわらず売り切れとなることの無いよう各自対応下さい。

◇衛生管理及び火気管理、スタッフの健康管理など、出展者の方は安全管理に十分配慮下さい。

◇酒類販売申請が必要なものについては各自税務署へ申請下さい。

◇マスコミ取材などに対応する際は、料理の無償提供をお願いする場合がございますのでご協力下さい。

◇来場されるお客様の安心安全を考慮し、笑顔でのおもてなしをお願いします。

◇主催者が不相当と判断する行為があった場合は、出展を中止していただく場合があります。出展中止により生じた損害について、主催者は一切責任を負いません。また、出展者の行為により、来場者とのトラブルや事故などが発生した場合は、出展者の責任において解決するものとし、主催者は一切責任を負いません。

- ◇東根市では、平成 24 年 4 月 1 日に「東根市暴力団排除条例」が施行され、本市の安全、安心なまちづくりを推進しておりますので、別紙の誓約書へ署名、捺印の上、出展申込み下さい。
- ◇その他、ご不明な点などは、実行委員会事務局までお問合せ下さい。また、記載のない事項については実行委員会と協議の上、決定します。